

荒川水系河川整備計画（原案）に対する公聴会

日 時：平成 27 年 12 月 21 日（月）10:00～10:20

会 場：②国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

発言者：公述人 2

埼玉県三郷市の■■と申します。この荒川水系河川整備計画（原案）についての意見を公述致します。風邪をひいて喉をやられているものですから、お聞き苦しいところをご容赦頂きたいと思っております。今日は2つの問題点を指摘したいと思っております。

1つは、スーパー堤防の問題であります。荒川は今、52kmの、延べですね、スーパー堤防を下流に整備することになっています。これは全く、一部が出来ていても、全体ができる現実性がありません。やはり有効な治水対策の妨げになりますので、これを整備計画から削除して頂きたいということでもあります。その場所でありますけれども、荒川河口部から、それから都県境のこの上、ここまで、ずっと両岸ですね、延べ52kmのスーパー堤防を作ることになっております。今できてあるのは、インターネットで拾いますと、まだ他にもあるかも知れませんが、こういうものであります。小松川地区と川口地区について見てみたいと思っております。これは小松川地区であります。延べ2.38kmのスーパーとして整備となっておりますが、未整備のところがたくさんあります。この白い部分が未整備の部分であります。この部分をいつやるのかと言うことで、今年の1月にこちらの沿川再開課長にお聞きしました。この白い部分はマンションの建て替えの時期にスーパー堤防の工事を行うと。となりますといつ出来るか分からないですよ。スーパー堤防は。マンションの建て替えがいつになるか分からないということは、白い部分はスーパーの工事が実績無いに等しいということです。そういうデコボコのこのようなスーパー堤防が出来上がるわけですが、それでスーパー堤防の機能が担えるのかと多に疑問を持ちます。もう一つ、川口地区ですね。こちら、1.34kmの整備をしますと言っておりますけれども、白い部分がたくさん残っていますね。平成30年度までとなっておりますけれども完成は到底困難だと思っております。実際この問題は平成24年の1月に会計検査院が指摘しております、荒川に関しまして、国交省の考えでは、当時の計画対象の内の15%が出来ていると、しかしそういう不完全なものが大変あって、会計検査院の見解では、0.3%にしか過ぎないという指摘をしているわけでありまして。これは、江戸川の方のスーパー堤防ですけれども、1,100m出来たことになっているのですけれども、実際には会計検査院の見解だと290mに過ぎないということでもあります。

このスーパー堤防の問題というのはですね、一方で住んでいる人を一時、4、5年ですね、立ち退いてもらわないといけません。高齢者にとって大変過酷なことであります。ということで、江戸川のスーパー堤防では、これに対する反対運動が起きまして、強制排除というそういうことまで行われているわけですね。人権にも関わることまで問題を含んで

いるということであります。ということで、それからこのスーパー堤防いつできるのかということ、国交省、本省との話しをしているのですけれども、どう答えているのかというと、“事業の実施に当たっては、都市の再開発事業等のスケジュールに合わせる必要があり、河川管理者が独自に整備時期を決められないことから、整備区間全体の完成までの予定期間をお示しすることは困難です。”ということで国交省、整備期間を示すことはできないと答えているわけであります。またこれ、金食い虫ですね。江戸川の例を取って、どれぐらい金が掛かるかということを経験して見ました。例では1m当たり900万円かかっています。これまだ未整備のところ結構含まれている、中にですね。そうしますと仮に4割の未整備の分があるとすると、1m当たり全部完成させるまでに1,500万円かかることになります。その他にですね、区画整理事業とか土地開発事業とか、これの金も掛かります。北小岩一丁目では大体、この国交省の分の事業費が30億円で、区画整理等も含めると47億円、約1.6倍に増えます。ということで、先程の1,500万円に1.6倍かけますと2,500万円ですね。荒川のスーパー堤防、まだ未整備の部分がおそらく50km位あると思うんですね、それで計算すると、今後、必要なスーパー堤防の費用というのは、1兆2,500億円。こんな超巨額な公費を荒川下流部に突き込むことはできるはずがありません。そういった点で、荒川のスーパー堤防の計画は絵に描いた餅に過ぎないということであります。むしろそういうスーパー堤防ではなくて、もっと安上がりな堤防強化法があります。一つの例ですけれども、アーマーレビーと言われていて、鎧型堤防ですね。堤防の上を張りブロックとか、ブロックとか、それからアスファルトで覆うのであります。これですと、大体1mあたり50万円～100万円できると言われております。こういう安上がりな工法を使うべきなのであります。この荒川というのは下流部は都心部を貫通してわけであります。もし氾濫、堤防の決壊が起きましたら大変な被害が起きます。今年の9月でも鬼怒川の決壊、大変な被害がありました。都心部の荒川の堤防が決壊したらその比ではありません。浸水区域内人口120万人、死者が2,000人であるという計算を中央防災会議がしているわけであります。そしてまた、地下鉄があります。地下鉄に水が入ったらこれはまた大変であります。そういう意味で、荒川の堤防を早く強化しなければならぬのですけれども、スーパー堤防任せではいつまで経ってもできない訳なんですね。ということで点の整備しかできないと。治水効果をただちに発揮することができないと、現実性のないスーパー堤防の計画を直ちにやめて、荒川流域住民の命と財産を守るためですね、安価な堤防強化法を導入して荒川下流部の堤防を速やかに強化する事を求めます。

もう一つの問題点はですね、今回の原案の中が目玉になっているのかな？荒川中流部の広大な河川敷がありますけれども、そこにこの洪水調節池を三つも増設する計画になっております。ここは、多様な水生生物や両生類・魚類等の生息・生育の場になっております。ここで、第二・第三・第四調節池を作りますと、かけがえのない豊かな自然を失ってしまふ。これがまた必要かという事ですね。必要性がないと、また後でお話ししたいと思います。

もともとは、5つの調節池を作る計画がありました。ずいぶん広い範囲でですね。ここはほんとに豊かな自然があるとこなんですけども、そのうちのひとつ、一番下流部第一調節池だけが、利水目的を兼ねて、平地ダムとして1997年に完成しました。その後、第二調節池を作る話があったんですけども、取りやめになりました。ひとつは、水道の需要が減ってきてですね、利水目的がなくなってきたという事、もう一つは、荒川中流の河川敷を自然を守ろうと変わったからだと推測される訳であります。今回、第二・第三・第四を作ろうという事で原案に入っている訳であります。ここに、調節池を作ると、やはり自然に対する大きな影響があります。ひとつはですね調節池は越流堤をつくって、大きな洪水の時だけ入れるという事ですね。その為に容量を確保しなければなりません。当然掘削は行われます。という事で、第二・第三・第四調節池には、掘削が行われて、今ある自然環境が失われる事は必至であります。さらに、この洪水調節池になってからですね、洪水が入るのは、おおきな洪水がくる時だけという事で、乾燥化が進みます。たとえば、渡良瀬遊水池ですね。あそこは、だいぶ昔に戻って昭和47・8年に、第一・第二調節池ができたんですけども、今、乾燥化の方向にあって、やはり自然の状況もずいぶん変わってきております。この荒川のところもですね、第二・第三調節池を作れば、乾燥化が進んで、この豊かな自然の生物とかですね、失われてゆく事は危惧される訳であります。何で必要かと言うと、この荒川の前案を見ますと、カスリーン台風の再来に備えてという事ですね。その流量が過大であります。見直せば、この調節池増設が不要だという事です。今回の前案では、11,900 m³/s が、岩淵に来ると、それを6,200に落とす為に第二・第三が必要だとなってくるんですけども、11,900という数字、これはあくまで、国交省が机上の計算でもとめたものですね。あまり確かなものではないと。もう一つ、カスリーン台風というのは、戦後間もない頃で、植林が十分行われてない時でありますから、山が荒れていた訳であります。そういう時の洪水ですから、これはやはり使ってははいけないという事です。新しい最近の洪水のデータを使って欲しいという事です。

荒川水系河川整備基本方針に、計算流量ですけども、平成11年に7,650 m³/s の、岩淵地点で洪水があったという記録があります。少なくともこれに対応できればいいだろうという事ですね。7,650 m³/s をまるめて8,000 m³/s に対応すればという事です。8,000 m³/s とすればですね、6,200まで、河道の目標流量が6,200ですから、1,800 m³/s カットすればいいわけですね。今ある、滝沢・浦山・二瀬ダム・それから荒川第一調節池、これで1,800 m³/s カットするのは容易であります。そうなりますと、目標流量が下がれば、合理的な対応をすれば、荒川中流部に計画されている、洪水調節池、第二・第三・第四は必要ないという事があります。という事です。この11,900、これを見直せば、第二・第三・第四という、大きな洪水調節池を作る必要はなくなる訳ですから、まずこの目標流量そのものをですね、見直すという事を求めたいと思います。荒川でも利根川でも実際大雨が降る事があります。しかしその氾濫が起きる事があるんですけども、これは、川から、荒川とか利根川から越流したものではありません。降った雨が

はけきれずそこであふれてしまう内水氾濫であります。ですから、洪水対策はですね、ダムとかそういうこういうのを作る事ではなくて、降った雨がはけきれるように内水氾濫対策こそ急ぐべきであります。という事で、ゲリラ豪雨に対応できるようにですね、内水氾濫対策に力を入れるべきだと。今回の原案を見ても、そのへんのところはちょこっと書いてあるけど、あまり重点施策には書かれていないように思います。という点で、内水氾濫による、浸水被害の防止にはですね、ダムや洪水調節池による、こういうものは何にも役に立たない訳であります。雨水貯留・浸透施設の設置、小河川の流下能力の増強、排水機場の強化などですね、内水氾濫対策への取り組みをですね、荒川河川整備計画の中の重点施策に入れるべきだということでもあります。という事で、時間はありますけども、以上で私の話しを終わります。

以上